

# 福岡県公報

令和 3 年 10 月 15 日  
第 242 号

## 目 次

### 告 示 (第864号 - 第875号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4

### 公 告

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(行政経営企画課)	9

### 公安委員会

○技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	9
-------------	---------------	---

### 海区漁業調整委員会

○アコヤガイの保護	(漁業管理課)	10
-----------	---------	----

## 告 示

### 福岡県告示第864号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

定期発行日 毎週火金曜日  
[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県総務部行政経営企画課  
[作成] 〒810-0011 福岡市中央区高砂一丁目6番19号 株式会社西日本高速印刷

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	柳川線 筑後	前	筑後市大字水田899番1先から 筑後市大字水田37番先まで	6.8 ～ 25.3	807.9
			後	筑後市大字水田899番1先から 筑後市大字水田37番先まで	6.8 ～ 41.9	807.9
			後	筑後市大字水田899番1先から 筑後市大字水田37番先まで	10.9 ～ 35.9	585.5

福岡県告示第865号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
八女	県道	水田川線	前	筑後市大字水田241番1先から 筑後市大字水田238番1先まで	11.3 ～ 11.3	5.5	
			後	筑後市大字水田150番1先から 筑後市大字水田238番1先まで	11.3 ～ 15.5	195.2	うち県道柳川筑後線重用延長189.7メートル

福岡県告示第866号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	船小屋 停車場 水田線	前	筑後市大字上北島305番1先から 筑後市大字上北島293番1先まで	8.6 ～ 10.9	109.1
			後	筑後市大字上北島305番1先から 筑後市大字上北島295番1先まで	10.2 ～ 28.3	109.1

福岡県告示第867号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
八女	県道	富瀬 久高線	前	筑後市大字水田830番1先から 筑後市大字水田899番3先まで	8.3 ～ 14.8	228.7	うち県道柳川筑後線重用延長228.7メートル
			後	筑後市大字水田830番1先から 筑後市大字水田899番3先まで	9.2 ～ 16.4	228.7	うち県道柳川筑後線重用延長228.7メートル

**福岡県告示第868号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和43年12月28日農林省告示第2062号（5に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第869号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和50年7月1日福岡県告示第929号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第870号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年10月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	495号	古賀市日吉一丁目1033番26先から 古賀市日吉三丁目1157番1先まで

**福岡県告示第871号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

飯塚	県道	口ノ原 稲築線	前	飯塚市大門446番2先から 飯塚市大門223番1先まで	6.8 ～ 12.4	38.9
			後	飯塚市大門446番2先から 飯塚市大門223番1先まで	7.9 ～ 17.3	

**福岡県告示第872号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	久留米 柳川線	前	柳川市三橋町柳河1057番先から 柳川市三橋町柳河1056番1先まで	7.8 ～ 8.1	14.3
			後	柳川市三橋町柳河1057番先から 柳川市三橋町柳河1056番1先まで	8.1 ～ 9.2	

**福岡県告示第873号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年10月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米 柳川線	柳川市三橋町柳河1057番先から 柳川市三橋町柳河1056番1先まで

**福岡県告示第874号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年10月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	水田 大川線	筑後市大字下北島1165番10先から 筑後市大字折池175番2先まで

**福岡県告示第875号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
田川郡赤村大字赤字金山5326
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字金山5326（次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 サニー那珂川店
  - (2) 所在地 那珂川市片縄三丁目113番外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特になし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス千束店
  - (2) 所在地 豊前市大字搭田691、692-1、692-2、683、684-2、大字千束144-4
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項  
交差点付近は多重事故につながる為、出入りについては十分に注意をすること。
  - (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
付近に学校がある為、安全確保に努めるとともに、駐車場出入口及び店舗出入口に歩行者（児童）への注意喚起標識の設置をお願いしたい。
  - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
適正な処理に努めること。
  - (4) 防災・防犯対策への協力  
災害時の避難場所として駐車場の使用や物資の緊急時における提供等を行う協定の要請があった場合は協力をお願いする。  
消防水利の適切な配置をお願いする。
  - (5) 騒音の発生に係る事項  
騒音規制法、振動規制法、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例等を遵守し、周辺環境悪化を防止するために必要な措置を講じなければならない。
  - (6) 廃棄物にかかる事項等  
豊前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、適正な処理に努めること。
  - (7) 街並みづくり等への配慮等  
意見なし。
  - (8) その他の事項について  
意見なし。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー光が丘店
- (2) 所在地 筑紫野市光が丘四丁目1番1号

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マルシヨク吉野店
- (2) 所在地 大牟田市大字橋1544番地の1外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

変更届出書（令和3年9月2日付け）の記載どおりで問題ありません。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー宝町店
- (2) 所在地 春日市伯玄町二丁目18番外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出に対して、特段の意見はありません。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ユニクロ春日店
- (2) 所在地 春日市大字下白水205番1の一部外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出に対して、特段の意見はありません。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ筑後野町店
- (2) 所在地 筑後市大字野町字道山410番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

大規模小売店舗立地法に基づき届出のあった(仮称)ドラッグストアモリ筑後野町店の筑後市大字野町への出店につきましては、同法の趣旨を踏まえ、周辺地域の生活環境の保持に向けた配慮も認められるため、異存ありません。

なお、出店にあたっては、関係法等を含め協議調整を行った内容を遵守し、特に道路・水路等の公共施設の適正な維持管理、災害時の協力体制の確立、廃棄物等の適正処理、良好な環境のための緑化推進等に配慮され、加えて地域の一員として周辺地域と調和し、良好な相乗効果が生まれるようご尽力いただきますようお願いいたします。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 森林都市ショッピングセンター
- (2) 所在地 宗像市自由ヶ丘三丁目12番4

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特になし

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、那珂川市道善・恵子土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任した理事

氏名	住所
石橋 由美子	福岡市早良区次郎丸六丁目10番43号
清水 秀勝	那珂川市道善五丁目54番地
渡邊 繁美	那珂川市道善三丁目6番地
渡邊 利勝	那珂川市道善四丁目14番10号
渡邊 福雄	那珂川市道善四丁目13番5号
清水 信彦	福岡市中央区桜坂二丁目2番38号

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市須恵四丁目1506番87及び1506番103から1506番113まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区高輪三丁目22番9号

タマホーム株式会社

代表取締役 玉木 伸弥

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

（1工区）宗像市王丸1529番2、1531番2から1531番4まで並びに字前田405番1、406番1、406番2並びに字道ノ上409番1、410番1、410番2並びに字貝廻411番4、411番6、411番9、413番2、413番3、414番4、414番5及び415番3並びに光岡字草場595番6並びにこれらの区域内の水路である市有地の全部

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市王丸415番地1

株式会社キューレイ

代表取締役社長 平賀 忠之

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営朝倉2期地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和3年10月15日から 令和3年11月15日まで	朝倉市役所

### 公告

大木町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 退任理事

氏名	住所
熊本 恵	三潞郡大木町大字蛭池980番地1

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
北野町南部土地改良区	令和3年10月5日

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
小郡土地改良区	令和3年10月5日

### 公告



測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空レーザー測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
うきは市、東峰村、八女市	令和3年9月15日から 令和4年3月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
八女市星野村	令和3年9月28日から 令和4年3月22日まで

公告

福岡県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年10月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和3年10月15日から令和3年11月15日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第214号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和3年10月15日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日	時	項目	場	所	審査種別
令和3年11月15日（月曜日）	午前9時00分から 午後4時00分まで	技能	大野城市山田三丁目12番1号 西鉄自動車学校		大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種、中型第二種免許及び普通第二種免許
令和3年11月16日（火曜日）	午前9時00分から 午後4時00分まで				糟屋郡志免町王子一丁目28番16号 アイルモータースクール博多の森

令和3年11月18日（木曜日） 午後1時00分から 午後4時00分まで		福岡市城南区田島六丁目12番26号 福岡県自動車学校	大型二輪及び普通 二輪免許
令和3年11月22日（月曜日） 午前9時00分から 午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和3年11月24日（水曜日） 午前9時00分から 午後3時00分まで			

## 5 審査の申請手続及び受付期間

## (1) 審査の申請手続

## ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400円
普通免許	19,500円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,700円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。  
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

## イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

## (2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和3年11月5日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和3年11月4日（木曜日）までの消印があるものを有効とする。

## 6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

## 海区漁業調整委員会

## 筑前海区漁業調整委員会指示第198号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区におけるアコヤガイ（*Pinctada fucata*）の保護のため、次のとおり指示する。

令和3年10月15日

筑前海区漁業調整委員会

会長 富重 信一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 移殖等の制限

(1) 外国及び筑前海区以外の海域からアコヤガイ属（交雑種を含む）の貝を移殖してはならない。

(2) 外国及び筑前海区以外の海域から持ち込んだアコヤガイ属（交雑種を含む）の貝を用いて飼育試験等を行ってはならない。

3 採捕の制限

共同漁業権漁場内において、アコヤガイを採捕してはならない。但し、当委員会が認めた試験研究機関が試験研究のために採捕する場合、若しくは筑前海区において区画漁業権に基づき真珠養殖及び真珠母貝養殖を営む者が当該漁業を営むために採捕する場合は、この限りでない。

4 指示の有効期間

令和3年12月1日から令和6年11月30日まで